日本共産党
愛知県議団

県政ニュース

No.22
2015年12月10日

〒460-8501名古屋市中区三の丸1-1
?052（954）6716　fax052（961）5420
発行：日本共産党愛知県議会議員団

12月9日　健康福祉委員会
わしの議員の質疑の概要

わしの議員（奥右端）

障害者差別解消推進の条例をより良いものに

「障害者差別解消法」が来年4月から施行されるにあたり、県でも「愛知県障害者差別解消推進条約」を制定するものです。「当事者の意見を聞かず進められた」ということで9月議会には見送られましたが、今回改めて提案されました。

わしの議員は「障害者の権利に関する文言を入れること」「難病患者を加えること」「申し立てができることを明記すること」を検討するよう要望し、「差別とは何かの定義がない。差別とはどういうことか」「障害の種別で精神障害者に対する差別があるのではないか」と質問しました。

県は、「権利条約の主旨は踏まえている。この条例は差別の解消を県民に周知するためのもの」「難病は『その他心身の機能の障害』に含まれる」「申し立ては『求めることができる』としており、申し立てができる仕組みとなっている」と答弁しました。認識はあるものの、文言として明記する考えは示されませんでした。

また県からは「差別」は障害者と健常者との間のものであって、障害の種別によって医療給付や交通運賃の割引に違いがあるのは違法ではない」とのこと。

わしの議員は精神障害者の方が、運賃割引が適用されていないために外出を控えているなどの実態を紹介し、「当事者の願いをしっかりと聞き、改善していくこと」と強く求めました。

また、喀痰吸引が必要な在宅の難病患者や寝たきり高齢者、障害者に対して、喀痰吸引ができる介護職員を増やしていくことやそのための研修の充実を求めました。

少子化対策に逆行する県政のあり方を改めよ

――第三子保育料の所得制限撤廃を――

愛知県は「第三子保育料無料化」をH19年度から施行しましたが、H25年度には所得制限を設けています。これに対しわしの議員は、「無料化が実現され第三子以降の出生率は1.36人からH23年には1.46人と改善されており、事業効果が認められている。また、県が所得制限を付けたことによって、市町村間での格差が生まれている」ことを上げ、所得制限を撤廃することを求めました。

県は「真に必要としている世帯に対して補助を行うことが重要。応能負担の原則に立って所得に応じた補助割合を設定した」との答弁でした。

――保育料の再算定を求めます――

四月から始まった「子ども子育て支援新制度」により、保育料が大幅にアップした家庭が出ていることが全国でも問題になっており、多いところでは、4.6倍にもなっています。

これは、保育料を決める基準が、所得税から住民税に変わったことに伴い、年度途中の切り替えになり、年少扶養控除の再計算がされないためです。市町村によって対応がまちまなため、ここでも大きな格差が出てきています。

子どもが多いほど保育料が上がる仕組みになっていることは、これも少子化対策に逆行するものであり、「再算定」の措置をとるよう各市町村に指導、援助をすることを強く求めました。

――子育ての不安にこたえる体制づくりを――

最後に児童虐待についてです。過去最多の相談件数になっていますが、これは、警察や病院からの通報が増え、早期発見、早期対応ができるようになったという一面があります。しかし、増加する「保護された子どもたちに」に対応する職員、特に児童心理士はほとんど増えていない実態は問題です。子どもたちの安定した生活、母親の不安の解消のための体制の強化を求めました。